

岩手県告示第736号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成23年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
 - (2) 都市計画を変更する土地の区域 花巻都市計画区域及び東和都市計画区域
 - (3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - ア 期間 平成23年12月7日から同月21日まで
 - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所
 - 2 (1) 都市計画の種類 都市施設（道路）
 - (2) 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 花巻市東和町安俵6区から遠野市宮守町下鱒沢33地割まで（別紙図面のとおりに。）
 - イ 花巻市東和町土沢6区から土沢6区まで（別紙図面のとおりに。）
 - ウ 花巻市東和町安俵6区から百沢8区まで（別紙図面のとおりに。）
 - エ 花巻市東和町土沢8区から土沢8区まで（別紙図面のとおりに。）
 - オ 花巻市東和町安俵2区から東晴山3区まで（別紙図面のとおりに。）
 - カ 花巻市東和町安俵11区から安俵11区まで（別紙図面のとおりに。）
 - (3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - ア 期間 平成23年12月7日から同月21日まで
 - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。